

4 受けられる手当・助成

■ 児童手当

子ども課 (Tel22-5121)

児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与し、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給されます。

* 支給対象 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

* 手当額

| 区 分 | | 所得制限未満 | 所得制限以上 |
|----------------|-------|------------|---------------------------|
| 3歳未満 | | 月額 15,000円 | 特例給付として 一律 月額5,000円 |
| 3歳以上 小学校修了前 | 第1・2子 | 月額 10,000円 | |
| | 第3子以降 | 月額 15,000円 | |
| 中学生 | | 月額 10,000円 | |

※ 所得制限があります。詳細は下記（参考）のとおりです。

※ 「第3子以降」とは高校卒業までの養育している児童のうち、3番目以降の児童をさします

* 支給月 6月、10月、2月（それぞれ前月までの4か月分が支給されます。）

* 必要書類 印鑑、請求者名義の健康保険証（厚生年金加入者）、請求者名義の預金通帳等口座番号が確認できるもの、世帯全員の個人番号（マイナンバー）が確認できるもの 等

※ 公務員の方は勤務先での手続きとなります。

（参考）所得制限限度額（平成24年6月分の手当より）

| 扶養親族数 | 所得制限限度額（万円） | 収入額の目安（万円） |
|-------|-------------|------------|
| 0人 | 622.0 | 833.3 |
| 1人 | 660.0 | 875.6 |
| 2人 | 698.0 | 917.8 |
| 3人 | 736.0 | 960.0 |
| 4人 | 774.0 | 1002.1 |
| 5人 | 812.0 | 1042.1 |

■ 児童扶養手当

子ども課 (Tel.22-5121)

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童がいる家庭（ひとり親家庭）に対し、生活の安定と自立の促進を図ることを目的として支給されます。

- * 対象 次の条件にあてはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している父または母等
 - ・父と母が離婚した児童
 - ・父または母が死亡した児童
 - ・父または母が重度の障がいをもつ児童
 - ・父または母の生死が明らかでない児童
 - ・父または母から1年以上遺棄されている児童
 - ・父または母が1年以上拘禁されている児童
 - ・婚姻によらないで生まれた児童
 - ・父または母が裁判所から配偶者等からの暴力（DV）による保護命令を受けた児童

ただし次のようなときは支給資格がありません。

 - ・児童が児童福祉施設に入所しているとき。
 - ・児童が里親に委託されているとき。

- * 手 当 額 月額 43,160円～10,180円（所得に応じて決定）
 児童が2人の場合、上記の額に5,100円～10,190円加算
 児童が3人の場合、上記の額に3,060円～6,110円加算
 ※ 所得制限があります。詳細は下記（参考）のとおりです。

- * 支 給 月 5月・7月・9月・11月・1月・3月
 （それぞれ前月までの分が支給されます。）

- * 必要書類 印鑑、戸籍謄本、預金通帳（請求者名義）等口座番号が確認できるもの、健康保険証、年金手帳、請求者及び児童のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード）その他

（参考）所得制限限度額

| 扶養親族数 | 受給者本人 | | 配偶者 扶養義務者 |
|-------|-------|-------|--------------|
| | 全部支給 | 一部支給 | |
| 0人 | 49万円 | 192万円 | 236万円 |
| 1人 | 87万円 | 230万円 | 274万円 |
| 2人 | 125万円 | 268万円 | 312万円 |
| 3人 | 163万円 | 306万円 | 350万円 |

■ 特別児童扶養手当

子ども課 (TEL22-5121)

精神や身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭に対する児童の生活や福祉の向上を図るものです。

- * 支給 次のような条件にあてはまる20歳未満の児童の父母または父母に代わって養育している方
 - 1級（重度）＝身体障害者手帳1～2級程度の重度の障がい児や、これと同程度の精神に障がいのある児童
 - 2級（中度）＝身体障害者手帳3～4級程度の中度の障がい児や、これと同程度の精神に障がいのある児童次のような場合は受けられません。
 - ・児童自身が障がいを事由とする公的年金を受けることができるとき
 - ・児童が社会福祉施設に入所しているとき

- * 手当額 月額 1級 52,500円、2級 34,970円
 - ※ 所得制限があります。詳細は下記（参考）のとおりです。

- * 支給月 4月・8月・11月
 - ※ 4月、8月は前月までの4か月分が支給されます。
 - ※ 11月は当該月を含んで支給されます。

- * 必要書類 印鑑、戸籍謄本、診断書、預金通帳（請求者名義）等口座番号が確認できるもの、振込先口座申出書(用紙は窓口にあります)、請求者、配偶者及び児童のマイナンバーがわかるもの（マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カード）その他

(参考) 所得制限限度額

| 扶養親族数 | 受給者本人 | 配偶者扶養義務者 |
|-------|---------------|-----------------|
| 0人 | 459万6千円 | 628万7千円 |
| 1人 | 497万6千円 | 653万6千円 |
| 2人 | 535万6千円 | 674万9千円 |
| 3人 | 573万6千円 | 696万2千円 |
| 4人以上 | 以下1人につき38万円加算 | 以下1人につき21万3千円加算 |

■ 障害児福祉手当

地域福祉課 障がい福祉係 (Tel.22-0177)

在宅の重度障がい児に対して、その障がいによる精神的、身体的な負担を軽減するため、手当を支給しています。

- * 支給対象 20歳未満で、日常生活において常時の介護を必要とする児童、生徒等
- * 手 当 額 月額 14,880円
- * 支 給 月 2月・5月・8月・11月
(それぞれ前月までの3か月分が支給されます。)
- * 必要書類等 認定請求書、印鑑、診断書、所得状況届
《それぞれ所定の様式があります》

(参考) 所得制限限度額

| 扶養親族数 | 受給者本人 | 配偶者 扶養義務者 |
|-------|---------|--------------|
| 0人 | 360万4千円 | 628万7千円 |
| 1人 | 398万4千円 | 653万6千円 |
| 2人 | 436万4千円 | 674万9千円 |
| 3人 | 474万4千円 | 696万2千円 |



■ 子ども、妊産婦、重度心身障がい者、ひとり親、

身体障がい者3級の医療給付

市民課 医療給付係 (Tel.27-8450 内線139・229・232)

経済的な負担を減らすことを目的として、医療費の一部を補助するものです。

- * 対象 次の条件にあてはまる方（給付の種類ごとに定められた所得制限を超えている場合は支給されません。就学前の子どもは所得制限がありません。）

| | |
|----------|--|
| 子 ども | 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人（就学しているかどうかは問いません） |
| 妊 産 婦 | 妊娠5か月に達する月の初日から、出産した月の翌月末日までの人 |
| 重度心身障がい者 | 身体障害者手帳1級又は2級、特別児童扶養手当1級、療育手帳A、障害年金1級（特別障害給付金受給者で、障害年金1級と同程度の障がいをもつ者も含む）の人 |
| ひとり親 | 配偶者のない女子(男子)で、18歳に達する日以後最初の3月31日までの子を扶養している人とその子及び父母のない子で、18歳に達する日以後最初の3月31日までの人 |
| 身体障がい者3級 | 後期高齢者医療制度に加入していない身体障害者手帳3級の人 |

- * 給付額 受給者が医療機関等に支払った額から自己負担額を控除した額（給付の種類・課税状況によって自己負担額は異なります。自費分は給付の対象になりません。）（就学前の子どもの自己負担額はありません。）

- * 給付の方法
- 《中学生以下及び妊産婦の方》
受給者証を掲示することで医療機関窓口での自己負担額が一定額までとなります。
- 《上記以外の方》
医療機関等に受給者証を提示し、費用を支払い、申請書を提出することで、後から給付になります。（給付の種類によって申請方法は異なります。）

■ 出産育児一時金

市民課 国保年金係 (Tel27-8450 内線231)

国民健康保険（国保）被保険者が出産したとき、申請すると世帯主に出産育児一時金が支給されます。

* 申請期間 出産日の翌日から2年以内

- 妊娠12週（85日）以降であれば、死産・流産でも支給されます。
- 以前加入していた健康保険から支給される場合は国保からは支給されません。

* 支給額 404,000円

下記の条件を満たす場合は、出産一時金に16,000円が加算されます。

- 妊娠22週以降の出産
- 産科医療補償制度に加入している医療機関等での出産

* 申請

1. 直接支払制度

病院等から請求される出産費用について、出産一時金の範囲内で、国保から病院等に直接支払う制度です。

手続きについては、医療機関にご確認ください。

※ 直接支払制度を利用し、出産費用が出産育児一時金未満だった場合は、市役所の窓口で差額分の請求手続きを行ってください。

2. 直接支払制度を利用しない場合

出産育児一時金の申請は、市役所の窓口で行ってください。

- 申請に必要なもの：国保被保険者証、母子手帳、印鑑、金融機関の通帳、領収書または請求書、直接支払制度を利用していない旨の医療機関等の証明、その他

※ 届出には「世帯主」および「分娩した方」の個人番号と、窓口に来られる方の本人確認書類（写真付き1点、写真なし2点）が必要となります。

- 申請場所：市民課国保年金係、各地区生活応援センター（釜石地区は除く）